

## ○筑波大学筑波会議協力委員会規則

〔 令和 2 年 1 月 2 3 日 〕  
〔 法 人 規 則 第 1 号 〕

改正 令和 4 年法人規則第 1 5 号

令和 4 年法人規則第 6 1 号

### 筑波大学筑波会議協力委員会規則

#### (設置)

第 1 条 筑波大学 (以下「本学」という。)に、筑波会議委員会が主催する筑波会議の実施に関し、本学が協力する事項について審議するため、筑波会議協力委員会 (以下「委員会」という。)を置く。

#### (任務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 本学が担当するセッションに関する事
- (2) 本学が行う財政的支援に関する事
- (3) 本学が行う人的支援に関する事
- (4) その他筑波会議の実施に関し、本学が協力する事項に関する事

#### (組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 筑波会議を担当する副学長
- (2) 産学連携を担当する副学長
- (3) 筑波研究学園都市連携を担当する副学長
- (4) 国際戦略を担当する大学執行役員
- (5) 学術院長
- (6) 系長
- (7) 広報局次長
- (8) 学長が指名する大学教員 若干人

#### (委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、前条第 1 号の委員をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を主宰する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

#### (委員の任期)

第 5 条 第 3 条第 8 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、任期の終期は、委員となる日の属する年度の翌年度の末日とする。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前 2 項の委員は、再任されることができる。

(委員以外の出席)

第6条 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 委員会に関する事務は、広報局において行う。

(雑則)

第8条 この法人規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この法人規則は、令和2年1月23日から施行する。ただし、第3条第6号の規定は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令4. 3. 24法人規則15号)

この法人規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令4. 12. 22法人規則61号)

この法人規則は、令和5年1月1日から施行する。